

宮崎県北部広域行政事務組合の監査の執行に関する条例

(昭和60年4月1日条例第2号)

(改正 平成7年2月21日条例第1号)

(趣 旨)

第1条 監査委員の事務の執行に関しては、この条例の定めるところによる。

(定期監査の期日及び通知)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査は、毎年1月に行う。

2 監査委員は、前項の監査の期日を7日前までに理事会に通知しなければならない。

(随時監査の通知)

第3条 監査委員は、法第199条第5項の規定による監査を行おうとするときは、7日前までに理事会に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。

(例月出納検査の期日)

第4条 法第235条の2第1項の規定による例月出納検査は、毎月第3月曜日に行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期日を変更することができる。

(決算等の審査の期限)

第5条 法第233条第2項の規定による決算及び証書類の審査についての意見は、審査に付された日から30日以内にこれを理事会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合においては、この限りでない。

(公告及び公表)

第6条 監査委員の公告又は公表は、宮崎県北部広域行政事務組合公告式条例（昭和60年条例第1号）に定める公告又は公表の例による。

(委 任)

第7条 この条例で定めるもののほか、事務執行に関し必要な事項は、監査委員の協議で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年2月21日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。